

# 福岡県図書館協会相互貸借規程

## （目的）

第1条 この規程は、福岡県図書館協会に加入する図書館協議会の図書館等（以下「図書館」という。）が所蔵する図書館資料（以下「資料」という。）の相互貸借を円滑に行い、もって図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

## （貸借資料の範囲及び冊数）

第2条 相互貸借を行う資料の範囲及び冊数は、資料の貸出を行う図書館（以下「貸出館」という。）が定める利用規則等によるものとする。

## （貸借資料の利用制限）

第3条 借受資料は、資料の貸出を受ける図書館（以下「借受館」という。）の利用規則等により利用するものとする。ただし、あらかじめ貸出館の指示がある場合には、その指示に従うものとする。

## （貸出期間）

第4条 資料の貸出期間は、貸出館が貸出した日（発送した日）から当該資料が貸出館に到着する日までとし、原則として1ヶ月間とする。ただし、貸出館が認めたときは、この期間を延長することができる。

2 貸出期間中であっても、貸出館の返却要請があったときは、ただちに返却しなければならない。

## （貸出手続）

第5条 資料の貸出申込は、別紙様式により、郵送等、ファクシミリ又は電子メールにて申出を行うものとする。ただし、貸出館が定めた様式及び手続がある場合には、その指示に従うものとする。

## （資料の送付）

第6条 資料の送付方法については、貸出館の定めるところによるものとする。

2 資料の送付に当たっては、資料が破損しないよう梱包に留意するものとする。

## （経費の負担）

第7条 相互貸借に伴う資料の郵送等に要する経費は、すべて借受館が負担するものとする。ただし、双方の図書館で合意に達した場合には、この限りではない。

## （借受館の責任）

第8条 借受館が借受資料を紛失したときは、貸出館の利用規則等の定めるところにより、弁償の責任を負うものとする。

2 借受館が借受資料を破損したときは、貸出館と協議してその措置を決めるものとする。

## （その他）

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議するものとする。ただし、個別事項については、貸出館及び借受館の両者協議のうえ決定するものとする。

## 附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。